

○司法解剖に伴う遺体搬送料の支出について（例規通達）

平成17年 3 月25日

／佐本務発第269号／佐本会発第88号／佐本捜一発第119号／佐本交指発第43号／

改正 平成18年 3 月佐本務発第257号、19年 4 月第302号、23年 4 月佐本広県発第25号・佐本
会発第144号・佐本捜一発第70号・佐本交指発第42号

現在、司法解剖が終了した遺体については、司法解剖を行った場所から警察署まで警察車両で搬送し、その後の、警察署から遺族宅までの搬送については遺族等が民間業者に依頼し、その経費を負担しているところである。この度、遺族の経済的負担及び精神的負担を考慮し、警察署から遺族宅までの遺体搬送に要する経費については下記により取り扱い、公的に負担することとし、平成17年 4 月 1 日から運用することとしたので誤りのないようにされたい。

記

1 取扱い責任者

遺体搬送業務の取扱い責任者は、当該遺体の場所を管轄する警察署の署長及び高速道路交通警察隊長（以下「署長等」という。）とする。

2 遺体搬送業務の委託

署長等は、遺体搬送業務を委託するときは、霊柩事業許可業者の中から業者を選定するものとする。この場合、遺族等の意向を十分に尊重しなければならない。

3 搬送車両

遺体搬送業務に使用する車両は、普通車両に限るものとし、宮型霊柩車、洋型霊柩車等の特別車両は使用することができない。

4 搬送区間

(1) 搬送する区間は、原則として警察署又は高速道路交通警察隊（以下「高速隊」という。）から遺族等が希望する佐賀県内の遺体の引渡場所までとする。

(2) 死者が県外居住者、身元不明の場合など特殊な事情があるときは、その都度、署長等が警務部広報県民課長と協議して決定するものとする。

5 事務手続

(1) 司法解剖遺体に係る警察署の事件担当課長（以下「事件担当課長」という。）は、遺体搬送業務を委託する必要があるときは、遺体搬送業務認知報告書（別記様式1）により速やかに当該警察署の警務課長及び会計課長を経由し署長に報告しなければならない。

なお、高速隊にあつては、副隊長が隊長に報告するものとする。

(2) 上記報告を終えた事件担当課長は、遺族等と連絡を取り遺族の希望する業者を選定し、遺体搬送を依頼するものとする。

(3) 委託に係る搬送料金の支払いに関する事務処理は、警察署の会計課長が行うものとする。

なお、高速隊にあつては、警務部会計課長が行うものとする。

(4) 上記料金については、業者の車庫等（以下「出発地」という。）から警察署又は高速隊を経由し、遺族が希望する場所までの距離とし、当該業者が設定している料金表、見積書及び請求書を受け、請求額が同料金に基づく適正額であることを確認することとする。

(5) 事件担当課長は、遺体搬送を終了したときは、その旨を警察署の警務課長に報告しなければならない。

なお、高速隊にあつては警務部広報県民課長に報告するものとする。

(6) 上記報告を受理した警察署の警務課長は、遺体搬送業務委託報告書（別記様式2）により警務部広報県民課長に報告しなければならない。

(7) 遺体搬送業務認知報告書及び遺体搬送業務委託報告書の保存期間は、5年間とする。

6 運用上の留意事項

(1) 遺族に対しては、この制度を十分に説明し、警察が行うのは遺体搬送業務だけであることを認識してもらうとともに、棺桶、衣装等の準備は、遺族等が業者と話し合っ決定するよう指導するものとする。

(2) 委託業者に対しては、死者、遺族等に対する礼を失しないように指導するとともに、搬送先についても明確に指示するものとする。

(3) 署長等は、司法解剖を行った場合であっても、次に掲げる事由のいずれかに該当するときは、遺体搬送に要する経費を支出しないものとする。

ア 遺族が辞退したとき。

イ 死亡原因について、被搬送者の責めに帰すべき重大な事由があるとき。

ウ 被搬送者が集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織に属していたとき。ただし、その組織に属していたことが死亡原因に関連がないと認められるときを除く。

エ その他被害者又はその遺族と加害者との関係その他の事情から判断して、支出することが社会通念上適切でないと認められるとき。

(4) 運用について疑義が生じた場合は、警務部広報県民課長と協議の上、決定するもの

とする。

別記様式1

年 月 日

〇〇警察署(高速隊)長

〇 〇 〇 〇 殿

〇 〇 〇 〇

遺体搬送業務認知報告書

遺体搬送業務を必要とする事案を認知したので下記のとおり報告する。

記

事 件 名	
事案の概要	
死亡者の住所、 氏名、年齢	住所： 氏名： 年 月 日生 (男・女)
司法解剖の必要性	
搬送予定距離	出発地 ～ 警察署(高速隊) ～ 搬送先(約 km) ☐ 死者方 ☐ その他()
備 考	

別記様式2

文 書 番 号
年 月 日

警察本部
警務部広報県民課長 殿

警察署(高速隊)長

遺体搬送業務委託報告書

事 件 名	
事案の概要	
死亡者の住所、 氏名、年齢	住所： 氏名： 年 月 日生 (男・女)
搬送業者名	所在地： 社 名：
搬送時間及び 搬送先	年 月 日 時 分から 時 分まで ☐ 死者方 ☐ その他()
搬 送 距 離	出発地 ～ 警察署(高速隊) ～ 搬送先(約 km)
搬 送 料 金	円
支払日(振込日)	年 月 日
備 考	

別記様式 1

別記様式 2